



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第75号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 道路法に基づく次の権限

(ア) 太陽光発電設備及び風力発電設備

(イ) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく次の権限

土石流等の自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行うこと。

(2) 浜田港湾振興センターの設置に伴い、知事に属する次の権限を新たに島根県浜田港湾振興センターの長に委任することとした。

ア 国有財産法に基づく次の権限

(ア) 国土交通省港湾局所管の国有財産（以下「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。

(イ) 国有財産の調査又は測量を行うため他人の占有する土地に立ち入ること。

(ウ) 他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨通知すること。

(エ) 国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。

(オ) 書面により確定された境界を明らかにすること。

(カ) 国有財産の隣接地の所有者が立会に応じない場合において、当該隣接地の所在する市の職員の立会を求めて境界を定めるための調査を行うこと。

イ 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例に基づく次の権限

占用料等の全部又は一部を減免すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。

ウ 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則に基づく次の権限

(ア) 法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。

(イ) 法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。

(ウ) (ア)又は(イ)の許可事項の変更を許可すること。

(エ) (ア)又は(イ)の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。

(オ) 行為廃止の届出を受理すること。

(カ) 許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ずること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。

(キ) 法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。

エ 海岸法に基づく次の権限

(ア) 海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。(イ)において同じ。）すること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。(イ)から(イ)までにおいて同じ。）。

(イ) 海岸保全区域における行為を許可すること。

(ウ) 国等が海岸保全区域を占用しようとするとき等に、国等からの協議を受けること。

(エ) (ア)及び(イ)の許可の取消し等の監督処分をすること。

(オ) 海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画について承認すること。

(カ) 兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。(イ)において同じ。）の工事等について協議すること。

(キ) 工事原因者に工事の施行等をさせること。

- (ク) 海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等を行うこと。
- (ケ) 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。
- (コ) 兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
- (カ) (ア)及び(イ)の許可に条件を付すること。

オ 島根県海岸占用料等徴収条例に基づく次の権限

- (ア) 占用料等の全部又は一部を免除すること。
- (イ) 占用料等の全部又は一部を還付すること。

カ 海岸保全区域の占用等に関する規則に基づく次の権限

- (ア) 海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。
- (イ) 占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。
- (ウ) 工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。

キ 砂利採取法に基づく次の権限

- (ア) 砂利採取計画（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。）を認可すること。
- (イ) (ア)の認可に係る採取計画の変更を認可すること。
- (ウ) (ア)の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。
- (エ) (ア)の認可を受けた砂利採取業者からの氏名等の事項に変更があった旨の届出を受けること。
- (オ) (ア)の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が他人に危害を及ぼすこととなり、又は及ぼすこととなるおそれがあると認めるとき等において、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。
- (カ) 砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。（キ）、(カ)、(シ)及び(リ)において同じ。）。
- (キ) 砂利採取業の登録を受けないで砂利採取業を行った者等に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (ク) (ア)の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。
- (ケ) (ア)の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。
- (コ) (ア)及び(イ)の認可に条件を付すること。
- (サ) 砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。
- (シ) 職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。
- (ス) 認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市長へ通報すること。
- (セ) 市長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置を行うこと。
- (ソ) (ア)の認可の取消し等の命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

ク 港湾法に基づく次の権限

- (ア) 係留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。
- (イ) 出入港船舶から届出を受理すること。
- (ウ) 港湾区域等の区域内における行為（国が負担し、又は補助した港湾施設等を除く。）を許可すること。
- (エ) 国等が、港湾区域等の区域内において工事等をしようとする場合に、国等からの協議を受けること（浜田港

湾振興センター所長の権限に属するものに限る。))。

- (オ) 臨港地区内における行為について届出を受理すること。
- (カ) (オ)の届出事項の変更の届出を受理すること。
- (キ) 国等が、臨港地区内において工事等をしようとする場合に、国等からの通知を受理すること。
- (ク) 指定水域内において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。
- (ケ) 水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。
- (コ) 国等が、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする場合に、国等からの通知を受理すること。

ケ 島根県港湾施設条例に基づく次の権限

- (ア) 港湾施設の利用を許可すること（国土交通省港湾局長との協議を要するもの等を除く。(イ)において同じ。))。
- (イ) (ア)の許可に条件を付すること。
- (ウ) 使用料を減免すること（浜田港湾振興センター所長の許可に係るものに限る。))。
- (エ) 港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。

コ 島根県港湾施設条例施行規則に基づく次の権限

- (ア) 許可申請書を受理すること。
- (イ) 変更許可申請書を受理すること。
- (ウ) 着手又は完成の届出を受理すること。

サ 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例に基づく次の権限

- (ア) 占用料等の全部又は一部を免除すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。(イ)において同じ。))。
- (イ) 占用料等の全部又は一部を還付すること。

シ 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則に基づく次の権限

- (ア) 許可申請書を受理すること。
- (イ) 変更許可申請書を受理すること。
- (ウ) 氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。
- (エ) 更新許可申請書を受理すること。

ス 島根県浜田ポートセンター条例に基づく次の権限

- (ア) 事務室の使用を許可すること。
- (イ) (ア)の許可に条件を付すること。
- (ウ) (ア)の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。
- (エ) 使用料を減免すること。

セ 島根県浜田ポートセンター条例施行規則に基づく次の権限

- (ア) 開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (イ) 休館日に開館し、又は開館日に休館すること。
- (ウ) 使用許可申請書を受理すること。
- (エ) 使用許可書を交付すること。
- (オ) 使用変更許可申請書を受理すること。
- (カ) 使用許可書の変更に係る事項を記載して返付すること。
- (キ) 使用中止届出書を受理すること。
- (ク) 使用料減免申請書を受理すること。

- (ケ) 使用料減免決定通知書を交付すること。
- (コ) 使用料還付請求書を受理すること。
- (カ) 使用終了届出書を受理すること。
- (シ) 使用終了事前届出書を受理すること。
- (ス) 利用者の遵守事項を定めること。
- (セ) 損壊等の届出を受理し、及び指示すること。
- (ソ) センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めること。

ソ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく次の権限

国の負担金の交付を受ける市に対し、国土交通省港湾局所管の災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。

タ 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則に基づく次の権限

- (ア) 実施設計及び変更設計を承認すること（国土交通省港湾局所管事業に限る。（イ）から（オ）までにおいて同じ。）。
- (イ) 工事着手報告書を受理すること。
- (ウ) 工事変更報告書を受理すること。
- (エ) 工事竣工報告書を受理すること。
- (オ) 実施設計又は変更に係る申請を承認すること。

チ 租税特別措置法施行規則に基づく次の権限

租税特別措置法に規定する公共事業施行者の買取り等の最初の申出の年月日等の証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。

ツ 土地収用法に基づく次の権限

- (ア) 土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。
- (イ) 収用し、又は使用しようとする 1 筆の土地が所在する市の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。
- (ウ) 土地所有者及び関係人に対して公告があった旨を通知すること。

テ その他の事務

- (ア) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託をすること。
- (イ) 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。
- (ウ) 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。
- (エ) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部土地改良法の項第5号中「又は第133条」及び「又は検査」を削り、同部海岸法の項第14号中「許可」の次に「並びに第5号の承認」を加え、同部道路法の項第4号ア中(シ)を(リ)とし、(サ)を(セ)とし、同号ア(ロ)中「高架の」を「トンネルの上又は高架の」に改め、同号ア中(コ)を(カ)とし、(ケ)を(キ)とし、その次に次のように加える。

(シ) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

別表支庁の部道路法の項第4号ア中(ク)を(コ)とし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 太陽光発電設備及び風力発電設備

(ク) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

別表支庁の部道路法の項第7号中「第27号」を「第31号」に改め、同部河川法の項第2号中「第19号」を「第20号」に改め、同項第4号中「第15号から第18号まで」を「第16号から第19号まで」に改め、同項第21号中「第14号」を「第15号」に、「第15号から第18号まで」を「第16号から第19号まで」に改め、同項第24号及び第25号中「第14号から第18号まで」を「第15号から第19号まで」に改め、同部港湾法の項第1号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同項第8号中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

14 第26条の規定により、緊急調査をすること。

別表支庁の部その他の事務の項第2号中「国土交通省」の次に「又は農林水産省」を加える。

別表保健所の部母子保健法の項を削る。

別表児童相談所の部児童福祉法の項第19号中「第28条第4項」を「第28条第3項」に改める。

別表農林振興センターの部土地改良法の項第1号中「又は第133条」及び「又は検査」を削る。

別表水産事務所の部海岸法の項第8号中「許可」の次に「並びに第5号の承認」を加える。

別表県土整備事務所の部土地改良法の項第5号中「又は第133条」及び「又は検査」を削り、同部道路法の項第4号ア中(シ)を(リ)とし、(サ)を(セ)とし、同号ア(ロ)中「高架の」を「トンネルの上又は高架の」に改め、同号ア中(コ)を(カ)とし、(ケ)を(キ)とし、その次に次のように加える。

(シ) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

別表県土整備事務所の部道路法の項第4号ア中(ク)を(コ)とし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 太陽光発電設備及び風力発電設備

(ク) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

別表県土整備事務所の部河川法の項第2号中「第19号」を「第20号」に改め、同項第4号中「第15号から第18号まで」を「第16号から第19号まで」に改め、同項第21号中「第14号」を「第15号」に、「第15号から第18号まで」を「第16号から第19号まで」に改め、同項第24号及び第25号中「第14号から第18号まで」を「第15号から第19号まで」に改め、同部海岸法の項第14号中「許可」の次に「並びに第5号の承認」を加え、同部島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の項第1号中「施設等使用（変更）許可申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書」に改め、同項第2号中「施設等使用（変更）許可書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可書」に改め、同項第3号中「施設等使用料減免申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料減免申請書」に改め、同項第4号中「施設等使用料還付申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料還付申請書」に改め、同部港湾法の項第1号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同項第8号中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同部島根県浜田ポートセンター条例の項及び島根県浜田ポートセンター条例施行規則の項を削り、同部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項に次の2号を加える。

14 第26条の規定により、緊急調査をすること。

15 第28条第1項の規定により、緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。

別表県土整備事務所の部租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の項第1号中「以下」を削り、同部租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の項第1号ただし書中「ない。」の次に「（次号及び第3号において同じ。）」を加え、同部その他の事務の項第1号中「国土交通省」の次に「又は農林水産省」を加える。

別表高規格道路事務所の部を削る。

別表宍道湖流域下水道管理事務所の部の次に次のように加える。

浜田港湾振興センター

○ 国有財産法

- 1 第8条第2項の規定により、国土交通省港湾局所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。
- 2 第31条の2第1項の規定により、国有財産の調査又は測量を行うため他人の占有する土地に立ち入ること。
- 3 第31条の2第2項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨通知すること。
- 4 第31条の3第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。
- 5 第31条の3第3項の規定により、書面により確定された境界を明らかにすること。
- 6 第31条の4第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者が立会に応じない場合において、当該隣接地の所在する市の職員の立会を求めて境界を定めるための調査を行うこと。

○ 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例

- 1 第4条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。

○ 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則

- 1 第3条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。
- 2 第6条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。
- 3 第7条の規定により、第3条又は第6条の許可事項の変更を許可すること。
- 4 第8条第1項ただし書又は第2項の規定により、第3条又は第6条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。
- 5 第9条の規定により、行為廃止の届出を受理すること。
- 6 第10条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ずること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。
- 7 第11条第2項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。

○ 海岸法

- 1 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。）すること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。
- 2 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。
- 3 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。
- 4 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。
- 5 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。
- 6 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議する

こと。

- 7 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。
 - 8 第18条第1項、第2項又は第5項の規定（第37条の8において準用する場合を含む。）により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等を行うこと。
 - 9 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。
 - 10 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
 - 11 第38条の2第1項の規定により、第1号及び第2号の許可に条件を付すること。
- 島根県海岸占用料等徴収条例
- 1 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること。
 - 2 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。
- 海岸保全区域の占用等に関する規則
- 1 第5条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。
 - 2 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。
 - 3 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。
- 砂利採取法
- 1 第16条の規定により、砂利採取計画（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。）を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。
 - 2 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。
 - 3 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。
 - 4 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受けること。
 - 5 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することになり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においてはその認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。
 - 6 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第12号及び第15号において同じ。）。
 - 7 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - 8 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。
 - 9 第26条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。
 - 10 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。
 - 11 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。
 - 12 第34条第2項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。
 - 13 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市長へ通報すること。
 - 14 第37条第2項の規定により、市長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置を行うこと。

- 15 第38条第1項の規定により、第26条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。
- 港湾法
- 1 第34条において準用する第12条第1項第5号の規定により、係留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。
- 2 第34条において準用する第12条第1項第5号の2の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。
- 3 第37条第1項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するものを除く。）を許可すること。
- 4 第37条第3項の規定により、国等からの協議を受けること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。
- 5 第38条の2第1項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。
- 6 第38条の2第4項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。
- 7 第38条の2第9項の規定により、国等からの通知を受理すること。
- 8 第56条第1項の規定により、指定水域内において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。
- 9 第56条の3第1項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。
- 10 第56条の3第3項の規定により、国等からの通知を受理すること。
- 島根県港湾施設条例
- 1 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。
- 2 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 3 第5条第2項の規定により、使用料を減免すること（浜田港湾振興センター所長の許可に係るものに限る。）。
- 4 第8条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。
- 島根県港湾施設条例施行規則
- 1 第2条第1項又は第2項の規定により、許可申請書を受理すること。
- 2 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。
- 3 第5条の規定により、着手又は完成の届出を受理すること。
- 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- 1 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。
- 2 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。
- 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則
- 1 第4条の規定により、許可申請書を受理すること。
- 2 第5条の規定により、変更許可申請書を受理すること。
- 3 第6条の規定により、氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。
- 4 第7条第2項の規定により、更新許可申請書を受理すること。
- 島根県浜田ポートセンター条例（平成15年島根県条例第52号）
- 1 第3条第1項の規定により、事務室の使用を許可すること。
- 2 第3条第4項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 3 第4条の規定により、事務室の使用の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。

- 4 第6条の規定により、使用料を減免すること。
- 島根県浜田ポートセンター条例施行規則（平成15年島根県規則第89号）
 - 1 第2条ただし書の規定により、開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 2 第3条ただし書の規定により、休館日に開館し、又は開館日に休館すること。
 - 3 第4条の規定により、使用許可申請書を受理すること。
 - 4 第5条の規定により、使用許可書を交付すること。
 - 5 第6条第1項の規定により、使用変更許可申請書を受理すること。
 - 6 第6条第2項の規定により、使用許可書の変更に係る事項を記載して返付すること。
 - 7 第7条の規定により、使用中止届出書を受理すること。
 - 8 第9条第1項の規定により、使用料減免申請書を受理すること。
 - 9 第9条第2項の規定により、使用料減免決定通知書を交付すること。
 - 10 第10条第2項の規定により、使用料還付請求書を受理すること。
 - 11 第11条第1項の規定により、使用終了届出書を受理すること。
 - 12 第11条第2項の規定により、使用終了事前届出書を受理すること。
 - 13 第12条第5号の規定により、遵守事項を定めること。
 - 14 第13条の規定により、損壊等の届出を受理し、及び指示すること。
 - 15 第14条の規定により、必要な事項を定めること。
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - 1 第9条第1項の規定により、国の負担金の交付を受ける市に対し、国土交通省港湾局所管の災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。
- 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則
 - 1 第5条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること（国土交通省港湾局所管事業に限る。以下この項において同じ。）。
 - 2 第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。
 - 3 第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。
 - 4 第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。
 - 5 第11条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。
- 租税特別措置法施行規則
 - 1 第15条第2項に規定する証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。
- 土地収用法
 - 1 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。
 - 2 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。
 - 3 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。
- その他の事務
 - 1 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地及び国土交通省所管の国有財産に係る登記の嘱託をすること。
 - 2 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。
 - 3 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。
 - 4 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。